

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	平野工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	10,780,000	令和2年7月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
2	西淀工場計装設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	富士電機(株)	18,920,000	令和2年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	平野工場非常用ガスタービン発電設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	(株)I H I 原動機	27,049,000	令和2年7月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	平野工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	41,327,000	令和2年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	西淀工場クレーンバケット整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)福島製作所	8,800,000	令和2年7月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	西淀工場クレーン設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)日立プラントメカクス	8,635,000	令和2年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	鶴見工場1号炉ボイラ煙道閉塞修繕	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	568,700	令和2年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	八尾工場雑用空気圧縮機修繕	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,705,000	令和2年8月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	490,710,000	令和2年8月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	平野工場クレーン設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	2,530,000	令和2年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	平野工場クレーンバケット整備工事	清掃施設工事	平野工場	(株)福島製作所	10,890,000	令和2年8月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	鶴見工場2号炉燃焼シュート修繕	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,958,000	令和2年8月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	八尾工場クレーン設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	12,100,000	令和2年9月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	八尾工場2号炉投入ホッパーほか緊急修繕	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,793,000	令和2年9月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
15	八尾工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	212,300,000	令和2年9月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
16	八尾工場電気計装設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	富士電機(株)	13,200,000	令和2年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
17	舞洲工場クレーンバケット整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	(株)福島製作所	12,100,000	令和2年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
18	東淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	15,290,000	令和2年9月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回、2号炉においてボイラー設備の故障および2号No. 2 調温塔ホッパー部での灰固着により2号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に復旧工事を行うものである。

現在、当工場のピット状況は非常に悪く、また他工場の整備工事等により当工場への搬入量が多い状態であることから、1号炉が運転していても1号炉分の焼却量ではピット状況は悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJFEエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

以上の事から、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 非常用ガスタービン発電設備整備工事

2 契約の相手方

(株) I H I 原動機

3 随意契約理由

今回整備を行う非常用ガスタービン発電設備は、ガスタービン、交流発電機ならびに運転に必要な付属装置から構成されており、商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源設備であり、当工場の非常用ガスタービン発電設備は、(株)新潟鐵工所の独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回取替を行う制御盤が後継機種になることから、既存機器との取り合いについて改造が必要であり、本設備を設計・施工した業者しか知り得ず、同業者以外では整備の対応が不可能である。整備後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は、(株)新潟鐵工所から原動機事業を承継した(株)I H I 原動機のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、そのうち、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。

さらに、本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株) 福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株) 日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 1号炉ボイラ煙道閉塞修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場のボイラ設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、1号炉ボイラが第3煙道部での灰詰まりにより焼却炉の運転に支障がでてきたため、修繕を行うものである。

当工場のボイラ設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のボイラ設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場雑用空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う雑用空気圧縮機は、当工場の焼却設備を運転するために必要な圧縮空気を供給する設備である。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕実施にあたっては、焼却設備を運転しながらの修繕となるため、焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本修繕を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の一部である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2号炉燃焼シュート修繕

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の2号炉燃焼シュートにおいて灰溶融物の付着を防止するための傾斜板の取付修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船 (株) が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

有限会社 サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは貯留されるごみを積替、攪拌、投入するために使用し、灰クレーンは灰ピット内の焼却残さ、捕集灰処理物等をトラックに積み込むために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(TEL:072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場2号炉投入ホッパーほか緊急修繕

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場の2号炉投入ホッパー水冷ジャケット及び燃さい落下管に穴が開き、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急修繕を行うものである。

当工場の炉体設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本修繕を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機株式会社が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特徴を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。したがって当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物処理施設に搬入されたごみを積み替え・攪拌・投入作業で24時間連続で稼働させる必要がある。

また、粗大クレーンバケットについても、粗大ごみを積み替え・攪拌・投入作業をおこなっている。このようにバケットを構成する機器や部材は、機械的な運動や過酷な使用環境により、摩耗や劣化が進行しやすいことから、今回消耗部品や機器の取替を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)